

2021 年 6 月 10 日
(一財) 日本民間公益活動連携機構

新型コロナウイルス対応支援助成の実行団体の進捗報告書の提出時期について

資金分配団体・実行団体間の資金提供契約は、JANPIA・資金分配団体間の資金提供契約に準じて必要な要素が包括された契約内容となっていますが、各資金分配団体の事業内容や事業実施期間によって、より合理的な運用が考えられる場合には、JANPIA と協議のうえ以下のように原則からの変更も可能となります。個別事案に応じて柔軟な判断が必要なため、変更を希望する運用等がある場合には、JANPIA の担当 PO までご相談ください。

1. 進捗報告の目的

進捗報告は、事業実施上の課題及び活動状況並びに助成金の執行状況等を確認し、①事業改善、②適正な助成金の執行管理を行うことを目的としています。

2. 従来の運用と課題

実行団体の『進捗報告書』の提出は以下のとおり整理しています。

- ・事業期間が 6 か月を超える場合は、資金分配団体との契約締結後 6 か月分の報告を提出
- ・事業期間が 6 か月未満の場合は、提出は不要

この場合、例えば活動期間 7 か月の実行団体では、6 か月分の報告を事業が完了する 7 か月目に提出いただくため、本来の進捗報告書の提出の目的が果たせないことに加え、『事業完了報告書』との提出時期が重なり事務負荷が増します。

3. 今後の運用

『進捗報告書』の報告対象期間は、契約締結時～事業期間の中間時点とします。事業期間が 6 か月未満の場合は、従前どおり提出は不要とします。

例えば、2021 年 5 月～2022 年 2 月（10 か月）が事業期間の実行団体の場合は、以下の運用が考えられます。

- ・実行団体の『進捗報告書』の対象期間は、2021 年 5 月～2021 年 9 月の 5 か月
- ・実行団体の『進捗報告書』の提出時期は、2021 年 10 月の 2 週目を目途
- ・資金分配団体の『進捗報告書』の提出時期は、2021 年 10 月末を目途

なお、現在の資金提供契約の進捗管理に該当する条文では、上記の運用ができると規定されていませんが、契約書（疑義の解決）の「解釈に関して疑義が生じた事項」に該当すると判断し、契約書に記載の（進捗管理）の条文は変更せず、事業期間の中間時点で『進捗報告書』を提出いただく運用も可能とします。

なお、進捗管理について、契約書条文の記載変更（事業期間の中間時点で『進捗報告書』を提出することを明記）を希望する場合は、JANPIA の担当 PO までご相談ください。

【参照条文】

資金分配団体一実行団体

(進捗管理)

第3条

(第1項～第4項は省略)

5. 乙は、甲に対して、乙が過去 6 か月間に実施した本事業の内容並びにその進捗状況及びその成果について、甲が別途指定する時期に休眠預金助成システムにより報告を行う。

(疑義の解決)

第36条

本契約に定めのない事項については、休眠預金等活用法その他適用のある法令、基本方針、休眠預金等交付金活用推進基本計画、甲の当該事業年度の事業計画書、甲が JANPIA との間で締結した資金提供契約第 16 条第 3 項に基づき定めた公募要領、積算の手引き・精算の手引き及び評価指針の各規定（本契約の締結日以降に変更された後の内容を含む。）に従うものとし、本契約及びこれらの規定に定めのない事項又は解釈に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

JANPIA一資金分配団体 資金提供契約

(進捗管理)

第3条

(第1項～第3項は省略)

4. 乙は、甲に対して、第 19 条第 3 項に定める実行団体の進捗報告を踏まえ、実行団体の過去 6 か月間に実施した民間公益事業及び乙が実施した本事業の内容並びにその進捗状況及びその成果について、休眠預金助成システムにて報告を行うものとする。

(疑義の解決)

第41条

本契約に定めのない事項については、休眠預金等活用法その他適用のある法令、基本方針、休眠預金等交付金活用推進基本計画、甲の当該事業年度の事業計画書及び資金分配団体公募要領、積算の手引き・精算の手引き及び評価指針の各規定（本契約の締結日以降に変更された後の内容を含む。）に従うものとし、本契約及びこれらの規定に定めのない事項又は解釈に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとする。